

平成二十四年九月十四日受領
答弁第四二二二号

内閣衆質一八〇第四二二号

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島に上陸した者を含む香港の活動家らが退去強制処分となった件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島に上陸した者を含む香港の活動家らが退去強制処分となった件に
関する再質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、我が国法令に基づき適切に対処するとの基本方針を確認し、関係機関は、これに沿って
適時に適切な措置をとったところであるが、御指摘の事態が発生したことは誠に遺憾である。

御指摘のような事態の再発を防止するため、政府としては、警察、海上保安庁等の体制の整備や装備の
充実等を図ることはもとより、関係省庁一体となった情報収集を強化することにより、尖閣諸島を含む我
が国周辺海域における監視警戒に万全を期してまいりたい。

また、政府としては、御指摘の事態の発生を受け、外交ルート等を通じて中国政府等に対し、再発防止
に向けてしかるべき措置を講ずるよう強く申入れを行っているが、今後も必要に応じて、同国政府等に対
し、適切な対応をとるよう申入れを行ってまいりたい。

三について

先の答弁書（平成二十四年八月二十八日内閣衆質一八〇第三七二号）四についてでお答えしたとおり、

上陸した者と上陸しなかった者に差異はないものであり、沖縄県警察及び海上保安庁第十一管区海上保安本部による御指摘の尖閣諸島魚釣島に上陸した七人及び上陸しなかった七人への対応については、政府として、適切なものであったと考えている。